

平成28年土地保有移動調査 調査票の記入について

個人の方は、全ての問いにお答え下さい。
回答前に以下の①、②をご覧下さい。

法人の方は、問5、問9以外の問いにお答え下さい。
回答前に以下の①、③をご覧下さい。
なお、法人には、法人格を有しない組織体・団体等を含みます。

①個人・法人に共通の項目

[購入土地の所在地、地域区分、登記年月日、地目、面積]

当内容については、登記情報を基にあらかじめ印字しておりますが、実際の内容と異なる場合には、二重線で訂正の上、余白部分に正しい内容をご記入下さい。

1回の取引で複数の土地(筆)を購入された場合、各筆の合計面積を印字していますが、所在地、地目については、代表地番の情報を印字しています。

所有権の一部(持分)を購入された場合、面積欄には、「登記情報の地積」に持分割合を乗じて算出した面積を印字しています。

また、買主が複数(共有者)いる場合、その代表者に本調査票をお送りしています。その場合、面積欄には、「登記情報の地積」に共有者全員の持分割合の合計を乗じて算出した面積を印字しています。

[問6]

単位(万円)未満は四捨五入し、1万円未満の場合は切り上げて「1」とお答え下さい。

「土地代金の総額」の欄に購入した土地の総額をお答え下さい。ただし、ビルやマンションの1室を購入した場合や建物等と一緒に購入した場合など、土地だけの購入代金が明らかでない場合には、[] 内にある「土地建物等の合計の代金」の欄に土地建物等の総額の購入代金(消費税込)を、また、「建物等に係る消費税額」の欄に建物等に係る消費税額をお答え下さい(消費税額は、単位(百円)未満は四捨五入し、百円未満の場合は切り上げて「1」とお答え下さい。)。

[問10]

本問における「買換え」とは、他の事業用資産(土地のほか、建物や機械装置等の事業に供する資産を含みます。)を譲渡し、今回調査対象土地を事業用地として取得した場合が該当します。

また、事業用資産の買換えに該当された場合は、個人の場合「特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例制度(租税特別措置法第37条)」、法人の場合「特定の資産の買換えの場合の課税の特例制度(租税特別措置法第65条の7)」の適用の有無について、さらにお答え下さい。

両制度は、事業用資産の買換え時に、譲渡益について課税の繰延べ(繰延率70～80%)ができる制度です。

裏面に続く

②個人のみ項目**※法人の方は、③をご参照下さい。****【問1 イ】**

年齢は調査票到着時点での満年齢をお答え下さい。

【問1 ロ】

複数の職業を兼ねている場合は、主たる職業をお答え下さい。主たる職業は、過去1年間の総収入額の最も多いもので決めて下さい。

【問2】

サラリーマンの方は、平成27年分の源泉徴収票から、その他の個人の方は確定申告書から所得金額を把握することができます。

【問7】

該当するものすべてに○印をつけ、選択肢1～5の□欄の合計が10割となるように、1～10の整数でお答え下さい。

【問8】

該当するものすべてに○印をつけ、選択肢1～5の□欄の合計が10割となるように、1～10の整数でお答え下さい。

③法人のみ項目**※個人の方は、②をご参照下さい。****【問2】**

主たる業種をお答え下さい。(その他には、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融業、保険業、公務が含まれます。)

主たる業種は、過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもので決めて下さい。

【問3】

調査票到着時点での資本金をお答え下さい。

【問7】

選択肢1、2、3、5の中から、該当するものすべてに○印をつけ、□欄の合計が10割となるように、1～10の整数でお答え下さい。なお、選択肢4には回答しないようにして下さい。

【問8】

選択肢1、2、5の中から、該当するものすべてに○印をつけ、□欄の合計が10割となるように、1～10の整数でお答え下さい。なお、選択肢3、4には回答しないようにして下さい。

※土地取引件数の多い法人には、調査票が複数枚送付されることがありますが、御協力の程お願い申し上げます。